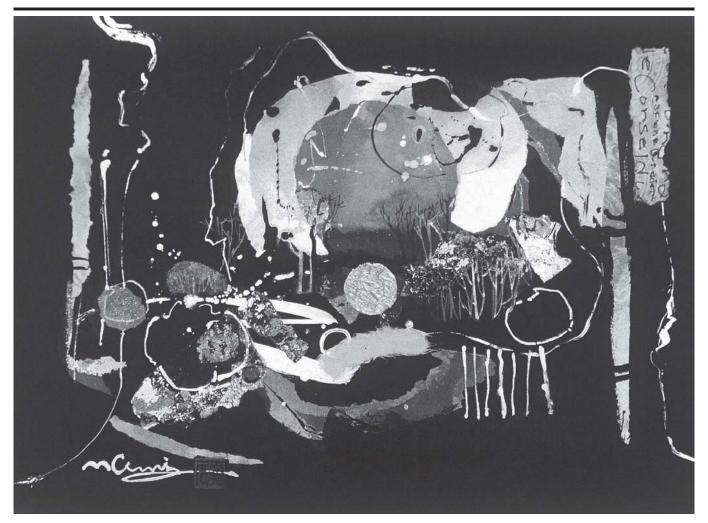
らは人こおりやま

2015.10

第448号



題名/里との屋敷 提供/大波 天久 中国書法研究院客員教授

税務署ニュース

年末調整説明会のおしらせ

郡山税務署では、平成27年分の年末調整関係事務の説明会を下記の日程により開催いたします。

記

開催月日	受付開始時間	説 明 会 開始・終了時間	会 場	対象地域
11月12日(木)	10時00分	10時30分~ 12時30分	郡山市民文化センター(中ホール)	郡山市
	13時30分	14時00分~ 16時00分		
11月13日(金)	9時30分	10時00分~ 12時00分	田村市船引公民館ホール	田村市
	13時00分	13時30分~ 15時30分		三春町小野町

1 年末調整関係書類について不足がある場合は、説明会場及び郡山税務署で配付いたしますので、お申しつけください。

なお、国税庁ホームページに掲載されている平成 27 年分源泉徴収簿等をコピーして 使用していただいても差し支えありません。

- 2 会場の収容人数の都合上、対象地域を指定させていただいておりますが、日程等のご 都合が合わない場合は、他の会場への出席が可能です。(郡山税務署へのご連絡は不要 です。)
- 3 郡山市民文化センターは駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。
- 4 説明会で使用する書類(10月下旬に送付します。)
 - 年末調整のしかた
 - 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引
 - 給与支払報告書(総括表)の書きかた
 - 源泉徴収票・支払調書提出のチェックポイント

お問い合わせ先

郡山税務署 法人課税第二部門(源泉所得税担当) 電話 024-932-2041 (代表) 内線 322

※ 自動音声によりご案内しておりますので、メッセージに従い、「2」番(当税務署にご用の方)を選択してください。

税のミニ通信

迫ってきたマイナンバー制度への 事業者としての対処

最近、マイナンバー制度についてマスコミでいろいろ報じられるようになってきま した。

内閣官房のホームページには「平成28年1月から、社会保障・税・災害対策の行政手続でマイナンバー(個人番号)が必要になります。」と記載されており、使い方の留意点として「マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続きにしか使えません。」と注釈書きしております。

マイナンバーを使用するに当たっては、仕事に従事する方々に対して、早い時期に制度を周知したり社内規定を整備して円滑に利用開始の準備をする必要があり、また大事な特定個人情報も保全しなければなりませんので時期が差し迫る前に手当が必要になるでしょう。



東北税理士会郡山支部 税理士 佐藤 邦夫

○平成28年1月から、マイナンバーは次の分野で必要になります。

1 社会保障分野

- (1)年金の資格取得や確認、給付 (2)雇用保険の資格取得や確認、給付 (3)ハローワークの事務
- (4)医療保険の保険料徴収 (5)福祉分野の給付、生活保護など

2 税分野

(1)税務当局に提出する申告書、届出書、調書などに記載 (2)税務当局の内部資料など

3災害対策

- (1)被災者生活再建支援金の支給 (2)被災者台帳の作成事務など
- 以上が当面の利用分野のようですが、このうち税分野では次のようになります。
- (1)税務関係の申告書、申請書、届出書、調書その他の書類に番号の記載欄を追加
- (2)法定調書等については、主に支払者及び支払を受ける者の個人番号又は法人番号を記載
- (3) これ以外にも、例えば、
- ・給与所得の源泉徴収票(給与支払報告書)には、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等の個人番号を記載・生命保険金等の支払調書には、その支払の基礎となる契約を締結した者の個人番号又は法人番号を記載

次に、税務関係書類への個人番号・法人番号の記載及び番号が記載された申告書等の提出の時期は次の とおりです。(個人番号カードは、平成28年1月から交付されます。)

	記載対象と番号の記載及び提出時期(一般的な場合)		
所 得 税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から		
個 人 住 民 税	提出時期 平成28年分の場合…平成28年分の確定申告期		
法人税	平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から		
法人住民税	提出時期 平成28年12月決算の場合		
法人事業税	平成29年2月28まで		
法 定 調 書	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から		
支払報告書	平成28年分の支払報告書から		
申請書·届出書	平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から		

以上の他に、政府はマイナンバーを「預金口座」へ適用する改正案を平成27年3月10日に国会へ提出しており、平成30年には「戸籍」についても適用したい意向があることが一部マスコミで報じられております。

事項及び安全管理措置につい

③不動産の使用料等の支払調

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」は、 企業に対

情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」を示しています。 し、個人番号を漏えい等しないようにするため12条で「安全管理措置」を義務づけています。 丈にあった措置(できないことは規定しない)を取るようにして下さい。 っている事務の見直しをしながら、新しい社内ルールづくりをすることが求められています。 次には、規程の作成例を示していますが、あくまでも参考にとどめていただき、自社の身の なお、中小規模事業者(100人以下)については、軽減措置があるものの、基本的に今や やはり、組織のルール作って、漏えい等のリスクを避けるのは大切なことです。 そこで、具体的に何をすればいいのか、については、特定個人情報保護委員会が「特定個人 ただし、一口に安全管理措置といってもその内容は広く、何をしていいのか迷います。 本ガイドラインでは、企業のやるべき措置として「規程の策定」を必須にしています。

報の適正な取扱いの確保に関 式会社〇〇(以下「会社」と のであることにかんがみ、株 が慎重に取り扱われるべきも 含む情報をいう。以下同じ) 情報(個人番号をその内容に いう)が保有する特定個人情 この規程は、特定個人 第3条

目的とする。 「取得」「保管」「利用」「提 本規程は、特定個人情報の 「廃棄」の各段階の留意 訂正 「利用

> (会社の責務) て定めるものである。

第1条

第 1 章 (目的)

る施策に協力するよう努める ともに、行政機関等の実施す に関する法令等を遵守すると 会社は、特定個人情報

(個人番号を取扱う事務の範囲)

(2)社会保険関係

う事務の範囲は、 会社が個人番号を扱 次のとおり

(1)税務関係

し必要な事項を定めることを

①給与所得・退職所得 の支払調書作成事務 泉徴収票作成事務 、料金、 契約金及び賞金 0 源

> ④不動産等の譲受けの対価等 の支払調書作成事務 書作成事務

②国民年金第3号被保険者関

のがあれば記入する ※その他使用しているも

①健康保険・厚生年金保険被 保険者資格取得・喪失・氏名 課せられたもの あって事業主に届出義務の 変更などの適用関係事務で

③健康保険の療養費の支給、 傷病手当金の支給申請等の

特定社会保険労務士

小島

報は、次のものをいう。 (1)社員等から提示を受けた本 ド、通知カード、住民票の 人確認書類(個人番号カー 会社が扱う特定個人情

(4)○○に保存された個人情報 (3)個人番号が記載された扶養 を含むデータベース 控除申告書等の用紙 成した法定調書の控

第7条

事務取扱担当者は、特

「開示」「訂 「廃棄」の

(事務取扱担当者の責務)

(4)その他特定個人情報を漏え

いさせないための措置

(3)委託先の監督

事務責任者が判断する。 個人情報に含まれるか否かは、 その他のもので前項の特定

第 2 章 第 1 節 (組織体制) 安全管理措置 組織・人的安全措置

第5条 ○○部を特定個人情報 扱責任者とする。 の管理責任部署とする。 ○○部長を特定個人情報取

者は、○○部、××課の担当 特定個人情報を取扱う担当

(特定個人情報取扱責任者の

第6条 者は、本規程に定められた事 項を社員等に周知させ、 特定個人情報取扱責任 事務

⑤雇用保険高年齢雇用継続給 ④雇用保険の資格取得・喪失 などの適用関係事務 付金、育児休業給付申請な 給付関係事務

2 前項のほか、

き教育・指導しなければなら 取扱担当者をその管理下にお

取扱責任者は、

以下の業務を 特定個人情

所掌する。

(特定個人情報の範囲 どの給付関係事務

(2)特定個人情報の取扱状況の

(1)特定個人情報の安全管理に

関する研修の企画・実施

(2)税務署等に提出する際に作

うことができる。 定個人情報の「取得」「保管」 各段階で特定個人情報を取扱 正」「利用停止」 |利用」 |提供」

う、十分注意して業務を行 なければならない。 人情報の漏えいが起きないよ 事務取扱担当者は、特定

者は、個人番号の確認が終了 記載された書類の授受をする 号を残してはならない。 放し、自分の手元 に個人番 したら速やかにその書類を手 各部署において個人番号が

(運用状況の記録)

第8条 するため、以下の項目につき システムログを記録するもの 定個人情報の運用状況を把握 事務取扱担当者は、特

(1)特定個人情報の取得及びフ アイルへの入力状況

(3)書類・媒体の持ち出し履 (2)特定個人情報ファイルの 用·出力状況 利

(5)特定個人情報ファイルを情 (4)削除・廃棄した証明 報システムで取り扱う場合、 事務取扱担当者の利用状況 (ログイン、アクセス状況)

(情報漏えい時の対応)

第9条 任者に直ちに報告しなければ 場合は、特定個人情報取扱責 その可能性が高いと判断した または毀損による事故が発生 特定個人情報が漏えい、滅失 したことを知った場合または 事務取扱担当者は、

ま

(取扱状況の確認)

年に〇回の頻度で確認を行う 人情報の取扱状況について1 担当取締役は、特定個

第2節 (特定個人情報取扱区域) 物理的安全管理措置

第11条 特定個人情報を取扱っ ばならない。 指定した区域で執務しなけれ て帳票等の作成をする場合、

2 取扱区域内であっても、特 う、人の往来を考慮し、後ろ 定個人情報が漏えいしないよ 席の配置を工夫するものとす からの覗き見等がないよう座

(電子機器、電子媒体盗難防止

第12条 電子機器等の盗難防止のため、 特定個人情報を取扱う

(5)

次の措置を講じる。 (2)特定個人情報ファイルを取 キュリティワイヤーで固定 扱う情報システム機器をセ できるキャビネットに保管 電子媒体または書類を施錠)特定個人情報を取扱う機器、

〈電子媒体を持ち出す場合の漏 えい等の防止

第13条 特定個人情報が記録さ

ち出しは、次の場合を除いて (1)個人番号関係事務のため、 禁止する。 れた電子媒体または書類の持 提供する場合 られる範囲内で個人番号を 実施するために必要と認め 外部委託先に、委託事務を

(2)税務署や年金事務所等の行 政機関へ法定書類を提出す る場合

失・盗難を防ぐための安全な 方策を講ずるものとする。 設定、封入、鞄に入れる等紛 前項の場合、パスワードの

2

(特定個人情報の廃棄)

第14条 特定個人情報は、法定

の保存期限が経過したら速や

かに廃棄する。

2 り確実に行わなければならな 燃焼等復元できない方法によ 前項の廃棄は溶解、裁断、

第3節 技術的安全管理措置 (アクセス制御)

取扱担当者のみにアクセス権 スできる機器を制限し、事務 特定個人情報にアクセ

> 限定する。この場合、事務取 扱う情報システムを制御し、 扱担当者のみにユーザーID 特定個人情報ファイルを取

限を付与する。

第16条 会社は、以下の措置を (外部からの不正アクセス防止) 取ることにより不正アクセス

(1)情報システムと外部ネット アイアーウォールを設置す ワークとの接続箇所に、フ

(2)情報システム機器にセキュ リティ対策ソフトを導入す

(3)ログ記録を定期的に分析し、

第17条 特定個人情報をインタ 合は、データの暗号化または ーネットで外部に送信する場 ファイルにパスワードを付し

第3章 特定個人情報の取得 (特定個人情報の利用目的)

第18条 会社は、特定個人情報 目的範囲内で取得する。 の取得を第3条に掲げた利用

(個人番号の取得)

第19条 会社は、第3条の事務 を行うため、当然に社員等か 番号を取得してはいけない。 ら個人番号を取得できる。会 社は、これ以外の目的で個人 社員等は会社からの求めに

を防止する。

(情報漏えいの防止) 不正アクセスを探知する

て行うものとする。

第22条 事務取扱担当者は、特 状態にしておくよう努めるも 定個人情報を正確かつ最新の

第23条 特定個人情報は、社会 るよう必要な範囲でのみ保管 保険・税の事務で利用ができ

2 個人番号の確認をする際に 提出された「通知カード」「個 に廃棄し、保管してはならな 取得後データ入力後は速やか 人番号カード」のコピーは、

しなければならない。 応じ、個人番号を会社に提供

時に取得する。 個人番号は、

(本人確認の措置)

第20条 会社は、社員等の番号 号と身元の確認を行う。 を取得する際、本人の個人番

2 本人確認の方法は、番号法 第16条に定める「個人番号カ 証」等の方法による。 ード」、「通知カード+免許

第4章 特定個人情報の利用

のみで利用する。

第5章 特定個人情報の保管 (特定個人情報の正確性確保)

のとする。

(特定個人情報の保管制限)

主として採用

(個人番号の利用制限)

等に個人番号を記載して提供

することは、前項の制限に当

2 本人の同意があったとして 第21条 個人番号は、社会保険・ 税の事務(個人番号関係事務) はない。 も、前項以外で使用すること

るものとする。

※コピーは保管することもで るため廃棄としています きますが、二重管理を避け

第6章 特定個人情報の提供 (特定個人情報の提供制限)

2 行政機関等に対して個人番 第24条 会社は、本人の同意が あったとしても、番号法第19 号関係事務を行うために書類 番号を第三者に提供しない。 条で定める範囲を超えて個人

3 を確認し、第3条に掲げる事 供するときは、その利用目的 マスキング処理するなど、個 務以外で使用するのであれば、 帳票等のコピーを第三者に提 たらない。 人番号を表示させずに提供す 特定個人情報が記載された

第 7 章 特定個人情報の廃棄・

第25条 会社は、第3条に掲げ (特定個人情報の廃棄・削除) 報を収集し、保管する。 る事務の範囲内で特定個人情

2 所管法令により一定期間保 存期限が過ぎた場合、特定個 人情報は廃棄するものとする。

則

1. この規程は、平成27年 5日から施行する。 10

営業力を向上させよう 未来事業株式会社

-_{ジャー} 石黒 和男 マネ

いま、世の中は はじめに

大きく変

それからは、

てない日々が続きました。

3

を目指して、

営業力を身に 営業のプロ

目

やろう! 営業計画の

います。 カコ

は、

私は、

0

仕事を進めてきま 次のステップで営

さらに、 化しています。 います。 って情報を手にしたお客様 インターネットなどを使 前にも増して厳しい目 取引先を選びます。 要求は多様化して

ざこちらから行かなくても 仕事も変わってきています。 そのような中で、 御用聞き営業は、 わざわ 営業の

しましょう。

②営業戦略が無かったら、

くことが必要なことです。 ころは、 2 このような市場環境 営業力を身につけて 営業力のレベルは?

のことを行うようになりま したが、 (のレベルは「1」でした。 提出といった、当たり前 その後、商品説明や見積 筆者が営業をやり始めた 他社との競合に勝 次表に掲げた営業

5 な課題について助言を求め 門を通して、 てるようになりました。 営業レベルも「4」に達 れるようになりました。 表で知ることからスター 他社と競合しても、 分の営業力レベルを、 知識・企画などの専 お客様の重要 勝

> した。 業計画

はなく、

自分から少し高め

①与えられた目標だけで

 \mathcal{O}

目標を設定すると良いで

自分の営業力は!

あなたが訪問してもお客様はまともに 取り合ってくれない

ていくでしょう。

営業は、より戦略的になっ

クが代ってやってくれます。 済むような情報ネットワー

一方、人にしかできない

お客様は本音をあなたに話してくれな ノベル2

お客様はあなたがもっている情報を聞きたがる レベル3

レベル4

レベル1

やっとお 4 回 目 の

です。

お客様はあなたを名指しで取引を求め てくる

仕事はこう

.標達成ができるかどう 営業計画に掛かって 8 の提案を行い、

場の人です。 訪問 っていましたが、 会いできたのは、 さんにお会いできると思 Aさんは購買を決める人 購買に影響を及ぼす立 回訪 回 [数を要したときでし 間で、 キー

すぐにニーズを満たすた その段階

るか押さえておくことです。

かありません。 ただやみくもに 「どこへ行くの まず、方向性を理 動き 回るし 解

> が出来ました。 階で契約にこぎつ で見積書を提出

Ų

最終段

けること

④月々の行動

計画

を作成

業プロセスを組み立てる事 を考えましょう。 るのか」など、 ③次に大切なことは、 自 か、 分 何を売 0 戦略 営

の基本です。

行き当たりば

0 たり

 \mathcal{O}

行

を立案するの

が、

営業活

します。

月単位で行

動計

画

動はやめましょう。 ⑤計画を立ててから 行 動

-マンの

します。 来週の行動 は、 今 週 のう

ちに立てましょう。 そして、 とにどの営業プロ ぐに行動します。 スケジュールは今日 めておくと良いでしょう。 そのために事前に 週が明けたら、 セスにあ 明日の に顧客ご 中に決 直

【営業のプロセス】 ①初回訪問 (2)+--マンとの面談 ③ニーズの把握 4提案・見積り ⑤契 約 6納 品

(7)

営業は、 商談を成功させるには お客様を理

そして、 してくれます。 訪問すると会話も弾みます。 お客様の事を勉強してから る場合は、 る事から始まります。 訪問する先がわかってい お客様も高く評 訪問する前に、

することが大変重要なこと 会話の組み立てをマスター 商談を成功させるために、

に準備すべきこと ■ステップ1…訪問 でする前

進めるために、いつも事前 の3つです。 に行っていることは主に次 っています。私が商談を 商談の成否は、 準備に カン

アピールするツールや商談 ②営業ツールを用意します。 いる情報を見ます。 ①事前リサーチを行います。 を進捗させる書類を用意し 自分を紹介し、効果的に や、一般的に広報されて お客様が発信している情

く相手に好意を持つよう

|ステップ2…効果的な自 や掲示物などを見ます。 ピ 地で観察を行 ルや工場の外観や展示 います。

己紹介のやり方

いかけを行います。 ことです。まず、 に入る前に、許可を得る問 くるために、 自己紹介は信頼関係をつ 非常に重要な 自己紹介

頼関係をつくる ■ステップ3…初対面で信

識する必要があります。 なことです。お客様と良好 ③人間は相手の人間的な側 ②人間は会えば会うほど好 ①人間は知らない人には攻 な信頼関係を構築するには、 様から信頼されるかが肝心 「サイアンスの法則」とは、 「サイアンスの法則」を意 撃的、冷淡な対応をする。 早 面を知ったとき、より強 意を持つようになる。 い段階で、いかにお客

るだけ多くの接触をもち、 相談しやすい雰囲気作りを まずは、 短 11 時 間ででき

> ことが大切なことです。 ■ステップ4…自社の強み

心がけ、

信頼関係を深め

る

を訴えるには

とは、最低限必要なことで ても、 本的な知識を覚えておくこ 台無しになってしまいます。 識がないのでは、すべてが お客様と接する前に、 サービス精神に溢れ 商品について何も知 7 基

々と商品知識を身につける イクルの短縮化により、 今では、 商品のライフサ

自分が未経験の商品をお客様に積極的に話してみる

最低限必要な知識をリストアップし暗記する

わからないことを聞かれたらその日のうちに勉強する

【商品知識を早く身につけるステップ】

お客様が店員に求めるのは専門性です

「情報」を視覚・

聴覚・

い ら契約までに何をすればよ ステップ6…見積り提出か を理解しておきましよう。 掛け、お客様の最新の考え お客様の状況や要望を問い くりです。提案に入る前に、 切なのは、まず導入の場づ

客様からの連絡を待つこと 見積り 提出した後は、 お

テップで商品知識を早く身 につけていきましよう。 必要性があります。 そこで、上記のようなス

ゼンテーションのやり方 ステップ5…効果的なプレ

やって収集しているのでし ようか? 必要と思われる情報をどう 私たちは日ごろ、自分に

ると、 触覚・ クトが大きいことが分かり も、目で見る情報はインパ れています。この結果から 12%、その他が8%といわ 収集する量を100%とす 視覚が80 味覚・臭覚の五感で % 聴覚が

プレゼンテーションで大

でしょう。 名指しで取引を求めてくる いれば、お客様はあなたを す。これらの能力を備えて ロを目指して頑張って下さ つけることが必要なことで には、「計画を立てる能力」 一商談を行う能力」を身に 営業力を向上させるため ぜひ、 営業のプ

間をください。 にどうしますか。 話しますよ」と言われた時 は検討しましょう。 になります。 お客様から「で 決まれば電 少し時

ります。 なる前に、 が冷めてしまわないうちに、 あらゆる手を打つ必要があ てしまうことです。 また、競合他社と泥仕合に までお客様に密着しつつ、 大切なのは、 早く確実に決め お客様 成約の の熱

その時に社長と同行してご をお持ちするようにします。 とにかく、 挨拶するのも効果的です。 さないことです。 例えば、 最後まで目を離 より詳細な資料

ーピックス

「婚活バーベキューパーティー」開催

9月27日、第5回目となる婚活事業「婚活バーベキューパーティー」を、郡山石筵ふれあい牧場で開催した。 当日は、募集人数を上回る独身男女47名(男性25名、女性22名)の参加者をバスに乗せ郡山駅より移動し スタートした。

車中、参加者は隣席の方と会話を楽しみながら、和気あいあいといいムードで会場へ向かった。到着後、まずは会場のフリースペースで1対1の自己紹介を行った。司会者のスタートの合図を待たず会話を始めるなど積極的にアピールする姿が見られた。

その後、グループに分かれてバーベキューを楽しんでいただき、フリータイムへ。

天候にも恵まれ、意中の相手を誘い牧場内を散策する方や、グループで会話を楽しむなどあっという間に フリータイムが終了した。

最後にマッチングタイム。今回は男女共に気になる方を指名しカップリング成立することと合わせ、男性陣から女性へ告白する「告白タイム」を行った。男性が気になる女性に思いの丈をぶつけ告白。途中「ちょっとまった!」の声も上がり、結果、合計7組のカップルが誕生し、参加者スタッフ一同で祝福した。

次回婚活事業は12月に予定しておりますので、結婚を真剣に考えている方のご参加をお待ちしております。







バーベキュータイム

アピールタイム

告白タイム

郡山法人会では新入会員を募集しております!

正しい税知識を身につけたい。もっと積極的な経営をめざしたい。社会のお役にたちたい。そんな経営者の皆様を支援する全国組織、それが法人会です。

郡山法人会では、政府・政党に対し中小企業に有利になるための税制改正要望、異業種交流会(情報交換会)、著名人による講演会、経営に役立つ研修会、および社会貢献活動などさまざまな事業を開催しております。また、当会を通して企業の大きな輪を作り、手を繋ぐことによって、会員企業相互の発展、および地域経済の活性、地域社会への貢献を目指しています。

随時、新入会員を募集しておりますので、ぜひ、お知り合いの企業がございましたら、事務局までご紹介いただきたくお願い申し上げます。 郡山法人会事務局(TEL:024-933-7777)





法人会の「経営者大型総合保障制度」は 昭和46年に発足し、 会員のみなさまと共に歩んでまいりました。 これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。





郡山支社/郡山市中町1-22

郡山支店/福島県郡山市中町1-22 (郡山大同生命ビル6F) TEL 024-932-0822